

定額給付金事業の概要 (たたき台)

1 施策の目的

景気後退下での住民の不安に対処するため、住民への生活支援を行うとともに、あわせて、住民に広く給付することにより、地域の経済対策に資することを目的とする。

2 事業の実施主体と経費の負担

- 実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ）とする。
- 事業の実施に要する経費（給付費の総額及び給付に係る事務費）について、国が補助を行う（10/10）。
（ただし、事務費について、人件費の本給及び備品購入費は対象外）

3 給付対象者及び受給権者

- 給付対象者は、基準日において、以下の①②の要件のいずれかに該当する者とする。
- 受給権者は、その者の属する世帯の世帯主とする。
- 基準日は、全国で统一的に定める。（平成21年1月1日又は平成21年2月1日で検討中）

①住民基本台帳に記録されている者

②外国人登録原票に登録されている者のうち、一定の者

（対象とする外国人の具体的な範囲）

・具体的な対象の範囲は、今後さらに検討を行うが、概ねの考え方(案)は次のとおり。

- ・対象と考えられる者……永住外国人(特別永住者、永住者)、身分又は地位に基づき在留する外国人(日本人の配偶者等、定住者など)
- ・詳細な検討が必要な者…就労目的又は非就労目的で在留する外国人
- ・対象外と考えられる者…観光客等の短期滞在者、不法滞在者

<検討課題>

- 上記の対象の範囲の詰め(特に、「詳細な検討が必要な者」)

○所得の高い者の取扱いについては、所得を基準とする給付の差異を設けないことを基本とする(基本型)。

なお、所得が一定の基準額(基準額の下限は1800万円)以上の世帯構成者(世帯主及び世帯員をいう。以下同じ。)がいる場合について、希望する市町村は、当該世帯構成者に係る給付額を給付しないとすることができることとし、その場合の一般的な手続きは以下のとおりとする。

- ①給付の申請時に、次のことについて承諾を得た上で、給付を実施
 - (a)平成21年所得を確認するために、今後、世帯構成者の税情報を取得することがあること。
 - (b)確定した平成21年所得(世帯構成者ごと)が基準額以上となった場合、当該者に係る給付額を返還すること。
- ②平成21年の所得が確定した後(22年5月頃)、世帯構成者の平成21年所得について、税情報により確認
- ③②で平成21年所得が基準額以上であった世帯構成者について、当該世帯構成者分の給付金の返還を請求
 - ※1 ここでいう所得とは、収入から必要経費(給与所得者の場合には、給与所得控除後)を控除した後の金額とする。
 - ※2 返還された給付金については、返還に関連する事務費の一部に充てることができる。

○給付に当たり、市町村は、一定の考え方により、受給の辞退を呼びかけることができる。

4 給付額

○世帯構成者1人につき1万2千円(ただし、基準日において65歳以上の者及び18歳以下の者については、一人につき2万円)として算出される額

<検討課題>

- 課税や、生活保護の受給者資格の判定等における取扱い

5 定額給付金の申請及び給付

定額給付金の申請及び給付に係る事務の流れは、原則として以下のⅠ、Ⅱ、Ⅲの方式の組合せにより行うこととする。

なお、実施に当たっては、市町村窓口における事務負担軽減の観点から、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの順番で開始することを基本とし、特に、Ⅲの窓口現金受領方式については、多額の現金を市町村窓口において取り扱うことに伴う危険を避けるため、Ⅰ又はⅡによる振込みでの給付が困難な場合に限ることが望ましい。

【Ⅰ 郵送申請方式】

- ①市町村が、定額給付金の申請書を受給権者あて郵送
- ②受給権者は、申請書に振込先口座もあわせて記入の上、市町村に郵送
- ③市町村が、送付された申請書の内容を確認し、給付を決定
(必要に応じ、受給権者に交付決定及び振込予定日を通知)
- ④市町村が、指定された口座に給付金を振込

<検討課題>

- 本人及び口座の確認の方法
(例1) 申請書の送付に当たって、本人確認書類及び預金通帳等の写しの提出を求めることにより確認
(例2) 振込先口座を、水道料等の引落としや児童手当等の払込みで使用している口座に限定し、関係部局における情報と照合することにより確認
※例2は、申請書提出にあわせて本人の同意を得ることが前提
- 交付決定、振込予定日の通知を行う場合の簡略な方法(Ⅱも同様)

【Ⅱ 窓口申請方式】

- ①市町村が、定額給付金の申請書を受給権者あて郵送
- ②受給権者は、給付金の申請及び振込先口座届出を内容とする申請書を、市町村窓口に出向いて提出し、定額給付金の給付を申請。市町村窓口においては、写真付きの公的身分証明書(住民基本台帳カード、運転免許証、パスポート、外国人登録証明書等)等により本人確認を実施した後申請書等を受理
(必要に応じ、受給権者に交付決定及び振込予定日を通知)
- ③市町村が、指定された口座に給付金を振込

【Ⅲ 窓口現金受領方式】

- ①市町村が、定額給付金の申請書を受給権者あて郵送
- ②受給権者は、申請書を市町村窓口に出向いて提出し、定額給付金の給付を申請。市町村窓口においては、写真付きの公的身分証明書(住民基本台帳カード、運転免許証、パスポート、外国人登録証明書等)等により本人確認を実施した後申請書等を受理
- ③市町村が、本人確認の上、給付を決定
- ④市町村が、窓口において現金により給付

<検討課題>

- 郵送又は窓口申請のいずれも困難な者への対応
- 基準日から申請開始日までに転出した者の取扱い
(参考) 地域振興券の場合、転出時に未受領であることの証明書を転出元の団体が交付した上で、当該証明書に基づき転入先団体において受領
- 永住外国人(特別永住者、永住者)以外の外国人を給付対象者とする場合の申請方式の取扱い

6 給付開始日

- 給付開始日は、市町村において決定する。(年度内の給付開始を目指すものとする。)
- 定額給付金の申請期限は、当該市町村における給付申請受付開始日から3か月以内又は6か月以内(検討中)とする。

7 市町村における経理処理

- 事業費及び事務費については、市町村において、適当な方法で区分経理を行い、歳入歳出を処理する。
- 事業費については、事業終了後、実際に給付した給付額(上記3により給付の辞退があった場合、これを含まない。)に基づき、国費の精算を行う。

(未定稿)

定額給付金の給付までの市町村事務フロー (イメージ)

第1期 定額給付金給付リストの作成

- 市町村の住民基本台帳システム及び外国人登録システムの改修を実施。
- 「定額給付金給付リスト」の作成。

(イメージ)

氏名	続柄等	住所	年齢	給付金額
千代田太郎	世帯主	千代田区霞が関2-1-2	38	12,000円
千代田花子	妻	千代田区霞が関2-1-2	38	12,000円
千代田尚子	子	千代田区霞が関2-1-2	2	20,000円
千代田太郎世帯計		千代田区霞が関2-1-2		44,000円

第2期 各世帯主へ申請書等を郵送し、申請書等を受理

- 「定額給付金リスト」を元に申請書(請求書)、口座届出書等(以下「申請書等」という。)を世帯主に郵送。
- 申請書等を市町村に世帯主が提出。
- 世帯主の本人確認を実施後、申請書等を受理し「定額給付金リスト」で消し込み。

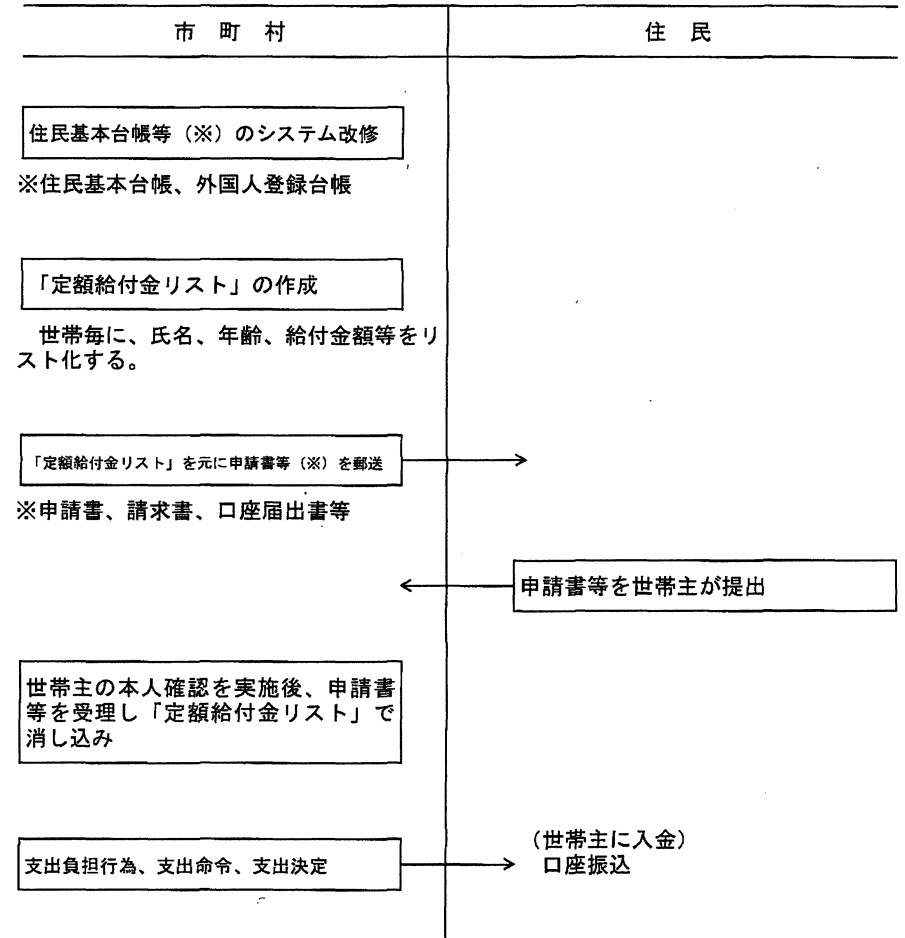
第3期 会計手続き

- 申請書等を元に支出負担行為、支出命令、支出決定。
- 世帯主口座に入金。

(注) 1 現段階のイメージであり、今後、変更があり得る。
 2 所得の高い方についても制限をせずに給付を行うことを前提に作成。

(未定稿)

定額給付金の給付までの市町村事務フロー図 (イメージ)



(注) 1 現段階のイメージであり、今後、変更があり得る。
 2 所得の高い方についても制限をせずに給付を行うことを前提に作成。